

提出書類一覧

パッケージ工業健康保険組合用

提出前に調査票、被扶養者異動届の記入漏れ、提出書類の添付忘れがないように必ずご確認ください。

(下記以外の書類を追加で求める場合がありますのであらかじめご了承ください。)

Aに該当する場合

◆「学生証」(コピー)

- ・氏名、有効期限が確認できるもの
(有効期限が裏面にある場合は両面コピーが必要です。)

Bに該当する場合

◆ 直近3か月分の給与明細書(コピー)

- ・3か月分を添付できない場合は直近の給与明細書(コピー)と雇用契約書(コピー)をご提出ください。
- ・給与明細書を紛失等の理由で提出できない場合は、金額が確認できる通帳のコピーをご提出ください。

Cに該当する場合

◆ 直近の「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」(コピー)

- ・年金通知書を紛失等の理由で提出できない場合は、金額が確認できる通帳のコピーをご提出ください。

Dに該当する場合

◆直近の「確定申告書(控)」(コピー)もしくは直近の「所得・非課税証明書」(コピー)

Eに該当する場合

被扶養者の収入の基準の条件を超過しているため、扶養削除となります。被扶養者異動届に保険証を添付の上、ご提出ください。

なお、一時的な収入変動による場合は、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書をご提出ください。

- ・証明書は当組合HPのお知らせ欄「年収の壁・支援強化パッケージについて」のページよりダウンロードしてください。

Fに該当する場合

◆「直近の所得・非課税証明書」(コピー)

- ・令和5年1月1日以降に勤め先等をご退職された場合は調査票に退職日をご記入ください。

Gに該当する場合

◆現在加入している健康保険組合等の保険証(コピー)または「資格情報のお知らせ」(コピー)

◆被扶養者異動届

- ・事実発生日に扶養削除となります。保険証の返却をお願いいたします。

Hに該当する場合

◆ 雇用保険受給資格者証(コピー)

- ・調査票に受給開始日と日額をご記入ください。日額が3,612円(60歳以上または障害者の方は5,000円)以上の場合は扶養削除となります。被扶養者異動届に保険証の添付の上、ご提出ください。

Iに該当する場合

◆ 支給終了印のある「雇用保険受給資格者証」(コピー)

- ・調査票に支給終了日をご記入ください。

Jに該当する場合

単身赴任ではない場合

◆ 現況申立書

◆ 直近3か月分の仕送り金額が確認できる書類

- ・現況申立書は当組合のHPよりダウンロードしてください。
- ・仕送り金額が確認できる書類は、「振込明細書」や「通帳」のコピー等になります。手渡しで仕送りを行っている場合は、送金の事実が確認できないため、扶養認定を取り消す可能性があります。